

製品品質の電子監督管理ネットへの初回登録製品に対する監督強化に関する通知

2008年6月12日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

**製品品質の電子監督管理ネットへの初回登録製品に対する
監督強化に関する通知**
質検弁質[2008]312号

各省、自治区、直轄市品質技術監督局：

製品品質の電子監督ネットの建設業務推進を強化し、サイト初回登録製品の監督を強めるため、関連する要求を以下に通知する。

一、各地域がサイト初回登録製品の生産企業の状況を全面的に把握するため、電子監督実施の要求を逐一提出し、企業が6月末以前に製品のサイト登録やコード添付の各作業を完了させるよう指導し助ける。特殊な原因のために期限内に完了できない場合、各省級局により厳格な審査を行い、意見提出後、総局に報告し許可する。

二、サイト初回登録製品の生産企業が生産許可証や強制性製品認証を申請（変更）する際、同時に製品の品質電子監督コード取得とサイト登録手続きを行う。電子監督管理ネットへの加入をまだ申請していない企業に対しては、生産許可と強制性製品認証を取得させない。

三、各地域の物品コードセンター機関は規定に沿って、サイト登録企業の申請をきちんと審査し、品質監督部門に企業の申請審査状況を随時報告する。

四、2008年7月1日より、製品品質電子監督管理ネットにまだ登録していないサイト初回登録製品を生産する企業に対し、以下の2種類の状況を除き、製品標記不合格の処理を実施する。

（一）規定期限内にすでに製品品質電子監督管理ネットへの登録に同意し、明確な登録、コード添付期限、業務進度の計画がある。

（二）技術的な原因のため規定期限内にはコード添付ができず、手続き機関の許可を得ている。

2008年6月12日